

起因物、事故の型：旋盤 - はさまれ巻き込まれの死傷災害発生事例（2017年）

2017 年 発生 月	時間	死傷災害発生事例	年 齢	業種 小 コー ド	労 働 者 規 模
1	17~ 18	旋盤を用いて円筒形のステンレス鋼材の仕上げ加工中に、切粉がワークの周囲に回転しながら飛散している状況を確認し、製品に悪影響が出ないよう観察していた際、長さ50cmを越す切粉が発生し、被災者の左人差し指に巻きついてきたので、慌てて手を引き巻き込まれないようにしたが、有色手袋の上から指に至るまで切創した。	61	11209	1~ 9
1	9~ 10	工場内で、慣れない新しい旋盤機械を使って作業をしていた。そのとき作業服が機械に引っ掛かり巻き込まれ、身体が一回転し、右顔面鼻を強く打ち、鼻血が出て、鼻骨骨折・右目内出血を負った。	81	11209	10 ~ 29
1	18~ 19	作業場において、旋盤で作業中に回転しているチャックに左手の中指と人差し指があたってしまい、指2本を負傷した。	33	11301	30 ~ 49
3	16~17	工場内にて旋盤でサンドペーパーをかけているとき、右手が巻き込まれた。	70	11301	10 ~ 29
3	7~8	工場内で、毎日ベアリング旋削加工用の機械の暖機運転を行っているが、誤って機械本体と製品切削用バイトの間に手を持って行き、右手中指を挟み、骨折した。	28	11301	10 ~ 29
4	9~ 10	保全作業場にて旋盤機で研磨作業中、軍手をした右手にサンドペーパーを持って、回転している鉄製の棒を磨いていたところ、サンドペーパーと回転している棒との間に軍手の一部が巻き込まれ、咄嗟に手を引き抜いたが	63	11109	30 ~ 49

		右手中指・薬指を切断、小指を裂創した。			
4	13～ 14	工場にて旋盤を使用し、旋削加工を作業員が行っていた。加工作業に集中していたため、機械の旋削部分に近づきすぎている事に気付かなかった。そのまま作業を行った結果、機械に作業服（袖の一部）が巻き込まれ、機械の反対側に飛ばされた。巻き込まれた際に機械の切削部分に指も接触し、右手親指および人差し指と左手小指を負傷した。	43	11209	30 ～ 49
5	8～9	自社工場内NC旋盤で、ボルトねじ切り仕上げ加工前の表面が粗かったため、ペーパー（＃150）で、磨き処理をしていたところ、ペーパーが品物に巻き込まれ、ペーパーを持っていた右手が引っ張られて品物にぶつかり、右指を損傷する。	49	11301	10 ～ 29
5	18～ 19	工場内で自動旋盤を使って真鍮製品の継手を製作するための段取り作業中、機械を停止しないまま油のホースを調整していた時、モーターがバーが下りてきて、カバーとドリル用刃物台に右手中指を挟まれ、第3指末節を負傷した。	51	11402	30 ～ 49
5	16～ 17	事故は事務棟1階設備グループ作業場にて、検査場で使用中のアルミ製パイプ裏面の傷及びバリの程度が進んだことから、裏面を研磨することで再度使用可能な状態に戻す為の作業中に起こった。被災者は旋盤を使用し、その回転軸部にパイプを装着固定し、スイッチを入れ回転させ、一方で棒ヤスリにサンドペーパーを重ねてその両端を両手でそれぞれ持って、回転するパイプの処置部にサンドペーパー面を押し付けながら研磨していた。その最中に両腕の力バランスが崩れ、右手の軍手が回転中のパイプに引っ掛かり、そのまま右手がパイプや基部のチャックに巻き込まれ、フットブレーキを踏み機械を止めたが間に合わず、右手を負傷した。	54	10902	100 ～ 299
5	12～ 13	第一工場にて、治具作りの為、汎用旋盤で丸棒を帯状の布ヤスリで作業中、一旦加工機より離れ他の用で着用した軍手を着けたまま作業を再開した為、回転している丸棒と布ヤスリに軍手が巻き込まれ両腕を負傷した。	67	11301	10 ～ 29
		本社ピストン加工ライン旋盤機において、製品を機械のチャック部に掴ませたところ、異音がしたので、チャック部を開こうと、フットスイッチを			100

5	20～ 21	踏んだが、フットスイッチを踏み間違え、センター棒が出る左のフットスイッチを踏んでしまい、チャック部とセンター棒の間に右手の掌中央を挟んだ。	26	11502	～ 299
5	17～ 18	工場内にて旋盤機を使用して金属加工を行っていたとき、作業途中にペーパーを使用して手作業で仕上げ作業を行っていた際、誤って回転している部分に左手先端部分及び右手先端部分が巻き込まれた（手袋着用）。	30	11301	～ 29
5	17～ 18	パワーマスターを操作中、加工終了時に刃物台が原点に戻る時、センターと刃物台の間に足が挟まった。	23	11301	～ 29
6	14～ 15	被災者は、給材機付NC旋盤を使用していた。受注した空圧制御の部品シャット（φ10×93.5）の成型加工中、被加工材と刃物との間に切削屑が絡まった為、除去すべく備え付けのカギ爪付棒で掻き出そうとしたが上手くいかず、軍手着用のまま全停止（非常停止）ボタンを押すところを、オプションストップボタンを押してしまった。被災者は勘違いし、機械は全停止するものと思い、右手をその間に差し入れ、当該切削屑をつまみ出そうとした時に機械が再稼働し、右手示指DIP関節部を巻き込まれて受傷したものである。	55	11301	～ 30 ～ 49
6	10～ 11	当社工場内において、旋盤で材料の丸棒（鋼）を切削し、その後、表面を滑らかにする為、布のサンドペーパーで磨きをかけていた最中、軍手をはめていた右手が丸棒とペーパーに絡み、右手人差し指を負傷した。	53	10903	～ 99
6	10～ 11	本社工場において、SPブローチ（金属棒）を汎用旋盤にて荒加工の作業を行っていた。その際に加工面の確認をしようと回転しているSPブローチに触れたところ、左手小指（軍手着用）を巻き込まれ負傷した。	40	11305	～ 299
6	16～ 17	工場内において旋盤で材料を加工中、削り屑が材料に巻きつくのを防ごうとして思わず左手を出してしまい、切り屑で手の平側の親指第1と第2関節の間を損傷した。	31	11209	～ 29
		本社工場内にて加工前の準備作業として、材料である鉄の丸棒の皮むき			

7	17~18	(鑄取りなどの表面をきれいにすること)を旋盤を使用し丸棒を回転させながら行っていた際に、作業済みの表面部分に気になるところがあり、手袋をした状態で触れたところ、残っていた表面の凹凸に手袋が引っ掛かってしまい、慌てて手袋から手を引き抜こうとした際に強い負荷がかかり負傷したものである。	68	11301	30 ~ 49
7	8~9	製作工場内において、汎用旋盤を使用して、製品(φ30×60L)をチャッキングし布ヤスリ掛け作業中軍手を着用していたため、軍手が布ヤスリ及びチャックに絡まり人差し指が巻きこまれ、爪部から上を損傷。	68	11301	10 ~ 29
7	14~15	当工場内で金属製ねじを汎用旋盤で加工する作業中、機材を動かしたままねじに付いた削りくずを布で拭きとろうとした際、布と右手の小指が機械に巻き込まれて切断し、救急車で搬送された。(内径ネジに巻き込まれてちぎれてしまった。)	27	11301	50 ~ 99
7	11~12	旋盤作業中、左手を機械に巻き込まれて、手首を損傷した。	31	11301	1~ 9
7	14~15	被災者は作業の段取りを習得するため、指導者より災害事例の説明後、指導者の下で練習作業をしていた。一連の動きの中で、振れ止めを移動させる作業で、本人の不注意から、説明されていた手を入れてはいけない部分へ左手を入れ移動させたため、小指を挟み込み、切断した。	56	10909	100 ~ 299
9	14~15	旋盤装置においてロールの加工作業中、回転する加工品に付着した切粉に、右腕を巻き込まれ、右手前腕部で裂断した。	40	11301	30 ~ 49
9	11~12	架台製作中、資材を加工する際にドリルを使用し、キリが資材に挟まりハンドルに右手を巻き込まれて右薬指と小指を負傷した。	23	30309	10 ~ 29
10	13~14	工場内で、自動旋盤で、巾決め外径削り工程で外径を削っていた。機械を回転させたまま削った切粉を左手で取り除こうとして、切粉を持ったら切粉の反対側が機械に巻きつき、左手が機械に触れてしまい怪我をした。	49	11209	1~ 9

10	17～ 18	施盤作業中製品が熱くなって素手では持っていられないため、左手のみ手袋を使用していた。製品の切りカスが機械に巻き込まれ、その時切りカスが手袋に付き、左手、薬指と小指にも付き、巻き込まれてしまった。	42	11209	10 ～ 29
10	15～ 16	第二工場内でNC旋盤作業工程にて、ワーク（材料）を加工治具（ワークを挟む為、3個爪）にて、セットする際に右手でワークを3個爪で押さえた時に爪に指がかかっているかを確認しないでペダルで3個爪を固定してしまった。すぐに固定を解除したが、すでに指の爪（右手人差し指）がはがれ皮膚も裂かれた状態になり、指の接合は無理で右手人差し指の第一関節で切断と診断された。	46	11403	10 ～ 29
10	13～ 14	社内の旋盤にて、ローラーの軸をペーパー加工中、誤って巻き込まれ右指、左手首を負傷した。	34	11301	10 ～ 29
10	9～ 10	当社機械加工場、旋盤にて部品加工中、旋盤にシャフトをセットし、サンドペーパーで磨く時にサンドペーパーの長さが20cm（不安全段取）ほどあったため、ペーパーが巻き込まれ、同時に手も一緒に巻き込まれてしまい、左示指、左手・前腕部を負傷した。	47	11301	10 ～ 29
10	13～ 14	本社工場内において、旋盤（120cm×180cm）のワークに取り付けたピン（φ14×350mm）の錆びを落とそうとして、回転中のピンをウエスで拭く作業をしていた。その際、軍手をしたまま行ったため、回転中のワークにウエスと軍手の繊維が引っかかり、右手人差し指が巻き込まれ、第二関節上を切断した。	63	11209	30 ～ 49
10	14～ 15	長尺旋盤でステンレスロールφ130×3mの軸受け部を、バイトで切削し、より精密に仕上げ加工を行うため、軸受け部の軸ハメアイ公差に研磨代0.02をつけて加工後、布ヤスリペーパーを使い工作物を回転させて指で掴み、公差内にする作業をしていた時にペーパーが工作物にくいつき、手袋をしていた指もろとも巻きこまれてしまった。	63	11301	10 ～ 29
		当社鉄工作業場にて機械部品を旋盤で制作中、材料をチャックに挟み、バイトで切削した。その後、仕上がりが粗かったため、材料をサンドペー			

10	15～ 16	パーで磨いていたところ、左手にはめた軍手がチャックに触れ手袋ごと回転し（機械は手前に回転する）、左手示・中・環指を負傷した。左手が回転した際に慌てて右手で左手をかばったため、右手示指中指も負傷したものである。	76	11203	10 ～ 29
10	13～ 14	軸受部品を作る機械（単能機）でバイト（切削刃）を交換する際、本来は停止ボタンを押してから作業する決まりになっていたのだが、それを怠り作業していた。加工した品物が通過センサーを通ると、また機械が動くのだが、停止ボタンを押さずに作業したため、センサーに肘が当たり機械が動き指を挟まれた。	59	11301	30 ～ 49
10	14～ 15	立盤でのねじ切り加工の場合、①段取り、調整を行う作業（軍手着用）と②ねじ切り加工をする作業（ゴム手着用）と別れて行っている。しかし、今回事故が発生した原因は、加工数量が少量なので①の作業者が自己判断で軍手をつけたままねじ加工を行ったためである。タップに軍手が引っかかり巻き込まれてしまった。	40	11202	100 ～ 299
12	17～18	工事現場の9階にて、施盤機で鋼管のネジ切り作業をしていた。ネジ切りが完了し、施盤機の電源を切り、惰性で回転している状態でチャックをゆるめたところ、パイプが脱落して斜めに回転してしまったことから、慌てて左手で掴んでパイプを抜こうとしたとき、惰性で回転している状態のまま、パイプと機械の受け金物に左手薬指を挟まれ負傷した。	44	30309	1～ 9

出典：[https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen\\_pgm/SHISYO\\_FND.aspx](https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pgm/SHISYO_FND.aspx)(職場のあんぜんサイト)

Return to：[https://www.jisha.or.jp/international/topics/202206\\_08.html](https://www.jisha.or.jp/international/topics/202206_08.html)